

日田市災害等による被災者に対する市税の減免に関する規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

令和2年7月豪雨災害により被災した被保険者等に係る個人の市民税の減免措置を実施するに当たり、所要の措置を講ずること。

2. 主な内容

令和2年7月豪雨災害により被災した個人の市民税の減免に係る対象要件及び減免割合等に関する規定の追加（附則第5項及び第6項関係）

(1) 減免の対象者（対象要件）

令和2年7月豪雨災害により、

- ① 納税義務者が居住する住宅が、全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けたこと。
- ② 納税義務者が居住する住宅の家財の受けた損害の金額が、当該家財の価格の10分の2以上であること。
- ③ 納税義務者（同一生計配偶者、扶養親族含む）が所有する住宅及び家財（生計同一配偶者又は扶養親族が居住する場合に限る）が受けた損害の金額が、当該住宅又は家財の価格の10分の2以上であること。

(2) 減免額

(1)①②に該当する納税義務者

合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	損害の程度が半壊若しくは大規模半壊又は10分の2以上10分の5未満のとき	損害の程度が全壊又は10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

(1)③に該当する納税義務者

合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	損害の程度が10分の2以上10分の5未満のとき	損害の程度が10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

3. 施行の時期

この規則は、公布の日から施行し、令和2年7月6日以後に申請のあった個人の市民税の減免について適用する。

4. 意見公募をしなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に規定する公益上、緊急に規則を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であり、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。